コンテナットレーラーハウスの Q&A

- **Q1** コンテナを置くだけで、土地に定着 させなければ建築物じゃないですよ ね?
- **Q4** 中古コンテナを倉庫として設置したいのですが、問題がありますか?
- A 一定の場所で継続して使用するものは、土地に定着していることとなり、 建築物に該当します。このため、基礎を設ける必要があります。
- A 腐食などの品質上の問題がないもので、法律で定められた安全性が確保 されたコンテナであれば設置することができます。
- **Q2** コンテナをコンクリートブロックに 置いて使用したいと考えています。

- Q5 自宅の敷地内に、10㎡以内のコンテナを増築する場合、建築基準法はかからないと考えてよいですか?

200 0 10 20 20 10 10 20 20

- A 防火地域や準防火地域に該当しない 10㎡以下の増築は確認申請の手続き は必要ありませんが、建築基準法が 適用されない訳でありません。法律 に適した建築物としてください。
- Q3 トレーラーハウスは建築物となりま すか?

いものとしてください。

- A 随時かつ任意に移動ができる場合は (車検を受けているなど)建築物で はありません。給排水やガスなどの 設備を設ける場合は、工具を使わず に取り外すことができる簡易な着脱 式とする必要があります。
- **Q6** 都市計画区域外ではコンテナやトレーラーハウスを自由に設置してもよいですか?
- A 都市計画区域外でも、建築基準法に 適した建築物とする必要があります。 また、コンテナを積み重ねた場合な ど、一定規模を超えると確認申請の 手続きが必要となる場合があります。



都市整備部 建築指導課

© 083-231-1380

※この取り扱いは予告なく変更される場合があります。あらかじめご了承ください。